

花灯路・ライトアップ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都・花灯路推進協議会（以下「協議会」という。）が開発、調達し、保管している照明器具等の貸出しを行う「花灯路・ライトアップ支援事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し要件)

第2条 照明器具等の貸出しは、団体やグループ、企業等が期間を定めて実施する次の各号に掲げる事業に対して行う。

- (1) 京都の観光振興に資する事業
- (2) 京都の地域振興に資する事業
- (3) その他協議会幹事長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合は貸出しを行わない。

- (1) 照明器具等の管理及び使用上不適当と認められる場合
- (2) その他協議会幹事長が不適当と認める場合

(貸出物品)

第3条 貸出しを行う照明器具等（以下、「貸出物品」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、協議会幹事長が特に必要と認める場合を除き、第2号から第8号のみの貸出しは行わない。

- (1) 露地行灯
- (2) コンテスト受賞行灯
- (3) スポットライト
- (4) 照明器具台座
- (5) 分電盤
- (6) 連結プラグ付きケーブル
- (7) 防水プラグ付き延長コード
- (8) コードプロテクター

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として20日以内とする。ただし、協議会幹事長が必要と認めた場合は、最大50日を上限に、貸出期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、協議会幹事長が特に必要と認めた場合は承認した期間とする。

(費用負担)

第5条 照明器具等の貸出しは有償とし、次の各号に掲げる料金の合計金額とする。

- (1) 基本料
33,000円（税込）とする。
- (2) 使用料
貸出物品ごとに、貸出期間に基づき、別表1のとおり区分を設定する。

2 照明器具等の搬入・搬出・設営に係る経費は、貸出しを受けようとする事業の主催者（以下、「主催者」という。）の負担とする。

（基本料・使用料の割引）

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、基本料と使用料の合計金額から割引を行う。

- (1) 照明器具等の貸出しを初めて受ける団体
- (2) 照明器具等の貸出しを受ける事業の実施期間の全てが、12月1日～2月末日に含まれる
- (3) 照明器具等の貸出し基数の合計が100基以上

2 割引率は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、2つ以上に該当する場合は、合算した割引率とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合
20%
- (2) 前項第2号に該当する場合
5%
- (3) 前項第3号に該当する場合
5%

（基本料・使用料の支払い免除）

第7条 協議会幹事長は、社会情勢等を鑑み、特別の理由があると認めた場合に限り、基本料・使用料（以下「基本料等」という。）の支払いを免除することができる。ただし、その場合も、第2条から第11条（第5条第1項及び第6条を除く）の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する基本料等の免除を受けようとするものは、申請書（第1号様式）またはインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）することにより、その旨を協議会幹事長に申請しなければならない。

（申請）

第8条 主催者は、貸出しを受けようとする事業の開始日の2か月前までに、申請書（第1号様式）または電子申請により申請しなければならない。

（承認）

第9条 協議会幹事長は、申請内容を審査のうえ、貸出しをすることが適当と認められた時は、貸出し承認書（第2号様式）を主催者に交付する。

2 協議会幹事長は、前項の規定により審査する場合において、必要があると認める場合は、主催者及び事業の詳細を明らかにする書類の提出を求めることができる。

（申請取消し）

第10条 申請事業の中止等により、貸出しの申請を取消すときは、貸出取消申請書（第3号様式）または電子申請により、幹事長に申請しなければならない。

2 協議会幹事長は、前項の規定により貸出申請の取消しを承認したときは、貸出取消申請承

認通知書（第4号様式）により，主催者に通知するものとする。

（貸出し）

第11条 照明器具等の貸出しは協議会幹事長が指定する日時，場所において行う。

2 主催者は照明器具等の貸出しを受けたときは，借用書を，照明器具等借用書（第5号様式）または電子申請により，協議会幹事長に提出しなければならない。

（主催者の義務）

第12条 主催者は，貸出しを受けた照明器具等の取り扱いに当っては，善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに，承認された事業以外に使用してはならない。

2 主催者は，第3条第2号に掲げる貸出し物品については，貸出しを受けようとする事業の来場者等が，誤って蹴る恐れがない場所に設置しなければならない。

3 主催者は，貸出しを受けた照明器具等の設置に当っては，事前点検を十分に行い，歩行者の安全に万全を期すとともに，照明器具等の使用に当って生じた事故等の一切の責任を負う。

4 貸出しを受けた照明器具等が紛失・破損した場合は，紛失・破損報告書（第6号様式），または電子申請によりすみやかに協議会幹事長に報告し，その指示に従うものとする。なお，紛失・破損の経過及び原因等の内容により，修理及び弁償に要する費用を請求する場合や次回以降の貸し出しを禁止する場合がある。その場合の修理及び弁償に要する費用は別表2のとおりとする。

（返納及び実績報告）

第13条 主催者は，事業完了後1週間以内に，照明器具等を，貸出しを受けたときの状態に戻して返納するとともに，実績報告書（第7様式）を提出，または電子申請により報告しなければならない。

2 照明器具等の返納は，協議会幹事長が指定する日時，場所において行う。

（料金の納入）

第14条 主催者は，返納及び実績報告書提出後，協議会幹事長の請求に基づき，指定する銀行口座に基本料及び使用料を納入しなければならない。なお，第9条第3項に定める紛失・破損した照明器具等の修理に要する費用についても同様とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，協議会幹事長が別に定める。

別表 1 (第 5 条関係)

貸出物品	使用料 (税込)
① 竹製露地行灯	1 4 日以内 330円/基
	1 5 日～2 0 日以内 440円/基
	2 1 日以上 660円/基
② 木製露地行灯	1 4 日以内 820円/基
	1 5 日～2 0 日以内 1,100円/基
	2 1 日以上 1,700円/基
③ 陶製露地行灯	1 4 日以内 660円/基
	1 5 日～2 0 日以内 880円/基
	2 1 日以上 1,300円/基
④ 石製露地行灯	1 4 日以内 1,800円/基
	1 5 日～2 0 日以内 2,400円/基
	2 1 日以上 3,600円/基
⑤ LEDスポットライト 11W ⑥ LEDスポットライト 18W	1 4 日以内 1,000円/基
	1 5 日～2 0 日以内 1,300円/基
	2 1 日以上 2,000円/基
⑦ LED投光器 111W	1 4 日以内 3,200円/基
	1 5 日～2 0 日以内 4,200円/基
	2 1 日以上 6,300円/基
⑧ LED投光器 304W	1 4 日以内 11,300円/基
	1 5 日～2 0 日以内 15,000円/基
	2 1 日以上 22,500円/基
⑨ コンテスト受賞行灯	1 4 日以内 3,300円/基
	1 5 日～2 0 日以内 4,400円/基
	2 1 日以上 6,600円/基
⑩ 台座 ⑪ 連結プラグ付きケーブル ⑫ 延長コード ⑬ 分電盤 ⑭ コードプロテクター	貸し出し照明器具の基数に応じ、 必要数量を無償で貸し出す。

別表 2 (第 9 条関係)

破損機種		請求する破損料(税込)
竹製露地行灯	外枠	9,200円
	内部基盤	5,800円
木製露地行灯	外枠	破損状況に応じ、 30,000円以内
	内部基盤	5,800円
陶製露地行灯	外枠	20,000円
	内部基盤	5,800円
石製露地行灯	外枠	破損状況に応じ、 30,000円以内
	内部基盤	5,800円

コンテスト受賞行灯	外枠	透影	破損状況に応じ, 100,000円以内
		京なす・高瀬川・ 伏見	破損状況に応じ, 70,000円以内
		その他	破損状況に応じ, 50,000円以内
	内部基盤	5,800円	

※電源ケーブル等行灯以外の照明器具(関連)については、破損の状況等を鑑み、実損部分の修理経費を請求する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年5月1日から実施し、令和4年5月1日以降に貸出しを受けようとする事業から適用する。

(名称変更)

2 この要綱による改正前の京都・花灯路推進協議会照明器具等貸し出し要綱を、この要綱による改正後の花灯路・ライトアップ支援事業実施要綱に名称変更する。

(経過措置)

3 改正前の京都・花灯路推進協議会照明器具等貸し出し要綱に基づき貸出しの決定を受けた者については、従前の要綱の規定に基づき貸出されるものとする。